

暮らしの安心 国民健康保険

令

和5年度の
国民健康保険税

今年度の国民健康保険税（以下保険税）は税率等の見直しにより、資産割を廃止し、所得割の税率及び均等割・平等割の額の改正を行いました。また、税法改正により、後期高齢者支援金分の限度額が「20万円」から「22万円」に引き上げとなっています。なお、引き続き未就学児のいる世帯は未就学児一人につき、③の医療分および後期高齢者支援金分の均等割額が軽減されます。国保税は下の表により計算し、それぞれ①〜④の合計（限度額を超える場合は限度額）になります。医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険

問い合わせ

市民課医療年金係(名寄庁舎1階 2番窓口)
☎01654③2111(内線3114、3116、3118)
地域住民課市民係(風連庁舎1階)
☎01655③2511(内線2118、2119)

令和5年度の国民健康保険税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
① 所得割	世帯の所得 × 8.7%	世帯の所得 × 2.5%	世帯の所得 × 1.8%
② 資産割	なし	なし	なし
③ 均等割	28,000円 × 加入者数 14,000円 × 未就学児数	8,000円 × 加入者数 4,000円 × 未就学児数	8,000円 × 加入者数
④ 平等割	28,000円	8,000円	6,000円
限度額	65万円	22万円	17万円

者）については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象になります。

国

国保の納め方

国保税は世帯主が納めます

各種届け出や国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していなくても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

普通徴収

(年8回の窓〇納付または口座振替)

当初納付書では令和5年4月分から令和6年3月分までの1年分を年8回で納付することになります。(途中加入や離脱の場合を除く)
納付書は所定金融機関の他、コンビニ、地方税統一コードでも納付可能です。

特別徴収(年金天引き)

国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。

ただし、次に該当する方は納付書または口座振替で納めていただくこととなります。

● 国保税の納付を口座振替にしている方

● 令和5年度中に75歳になる方

● 年金年額が18万円未満の方

● 国保税、介護保険料の合計金額が年金額の2分の1を超えている方

● 介護保険料が年金から天引きされていない場合

※特別徴収(年金天引き)を希望しない場合、事前に口座振替手続きが必要になります。

令和5年度納税通知書は7月中旬に送付します

加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月から課税されます。年度途中で加入する場合や離脱した場合も離脱の前月までの税額が月割りで計算されます。

国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。

詳しくは納税通知書に同封しているパンフレットをご覧ください。



■低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じ、均等割・平等割の7割・5割・2割の軽減措置がとられます。

■非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

■後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免

後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置として軽減措置や減免措置があります。同制度への移行により国保世帯の被保険者が一人になった場合、5年間は平等割の2分の1が減額になり、その後3年間は平等割の4分の1が減額になります。

新

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免について、令和4年度末に資格取得したことなどにより、令和5年4月以降に納期限が設定された令和5年度分国民健康保険税を減免の対象とするため、申請期間を延長しました。

対象となる保険税

令和4年度分の保険税であって、令和5年12月31日までの納期限が設定されているもの

対象となる世帯

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入および山林収入）の減少が見込まれる世帯動産収入、事業収入、給与収入または山林収入）のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上である
- 前年合計所得が1000万円以下である
- 減少した事業収入などに係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である

納

期内の納税にご協力を



皆さまに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

納め忘れのないように

口座振替の利用により、納め忘れを防ぐことができます。申し込みは、市内の金融機関または税務課納税係の窓口にて手続きをしてください。（通帳と届け出印、納付書をお持ちください）

納付が遅れたら

納期限を過ぎると督促を受け、延滞金が増算されます。また、納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、保険証の有効期限が短くなるほか、税負担の公平性を保つため、財産差し押さえなど滞納処分を受ける場合があります。

国

民健康保険証の更新



なお、新型コロナウイルスの影響などにより所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や国保税の減免・免除を受けられる制度もありますので、お早めにご相談ください。

現在ご使用の保険証は7月31日(月)で失効し、使用できなくなります。新しい保険証は、7月中旬に世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。

転居や不在などの理由により配達されなかった保険証は、市役所で保管しています。保険証が届いていない場合は問い合わせください。

また、ほかの健康保険に加入済みで国保の保険証が届いた方は脱退手続きが必要です。手続きをされない場合は国保税がかかり続けますので必ずご連絡ください。

限

限度額適用認定証の更新

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日(月)で失効し、使用できなくなります。8月以降も限度額適用認定証が必要な場合は、8月1日(火)以降に窓口にて更新の手続きをしてください。

ただし、国保税の納付状況によって交付できない場合もありますので事前に問い合わせください。

持ち物

保険証、マイナンバーのわかるもの（世帯外の代理人が手続きする際は委任状と身分証が必要です）

